

# 相談支援機関へのアンケート調査 (ケアラー支援に係る実態調査票)

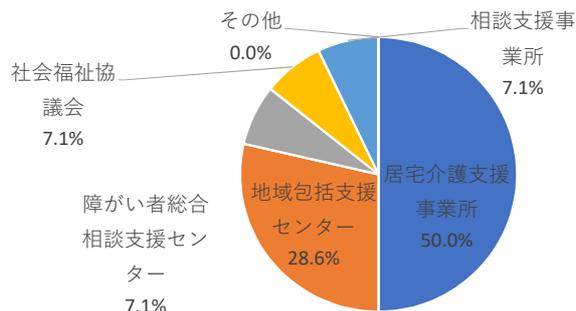
<b>【調査目的】</b>
恵庭市内のケアラーおよびヤングケアラーの早期発見や実態・課題・支援ニーズの把握及び今後の計画策定や施策検討に役立てることを目的に実施する。
<b>【主な調査項目】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所種別</li> <li>・回答者の職種</li> <li>・ケアラー等からの相談について（ケアラー支援の認知度、相談の状況）</li> <li>・ケアラーに関する支援について（サービス以外の支援、相談につながらない理由）</li> <li>・支援につながらない事例の対応について</li> </ul>
<b>【調査対象】</b>
恵庭市内の地域包括支援センター、社協、eフラット、居宅介護支援事業所、相談支援事業所 (各相談機関へ調査票配布)
<b>【調査件数】</b>
25件
<b>【回答件数】</b>
14件（回収率56.0%）

※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示している。したがって、合計が100%にならない場合がある。

## 1. 基本情報

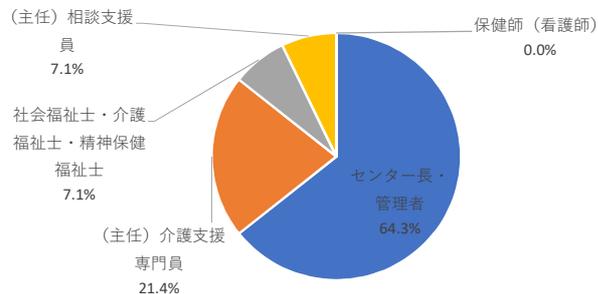
問1 事業所種別を教えてください。（あてはまる番号1つに○）

	件数	割合
居宅介護支援事業所	7	50.0%
地域包括支援センター	4	28.6%
障がい者総合相談支援センター	1	7.1%
社会福祉協議会	1	7.1%
相談支援事業所	1	7.1%
その他	0	0.0%
総計	14	100.0%



問2 ご回答いただく方の職種を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

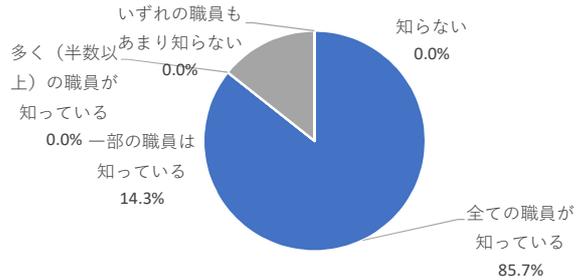
	件数	割合
センター長・管理者	9	64.3%
(主任) 介護支援専門員	3	21.4%
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士	1	7.1%
(主任) 相談支援員	1	7.1%
保健師（看護師）	0	0.0%
総計	14	100.0%



## II. ケアラーからの相談について

問3 貴センター・事業所におけるケアラー支援に関する認知度を教えてください（あてはまる番号1つに○）

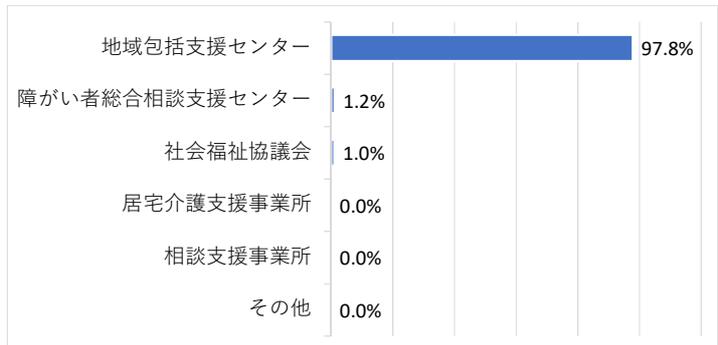
	件数	割合
全ての職員が知っている	12	85.7%
多く（半数以上）の職員が知っている	0	0.0%
一部の職員は知っている	2	14.3%
いずれの職員もあまり知らない	0	0.0%
知らない	0	0.0%
総計	14	100.0%



問4 令和3年度に、ケアラーなどから受けた相談件数などを教えてください。

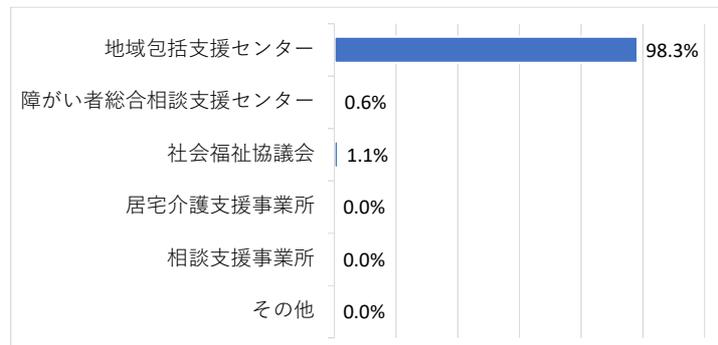
### （1）うち家族介護者からの相談

	件数	割合
地域包括支援センター	5,697	97.8%
障がい者総合相談支援センター	67	1.2%
社会福祉協議会	61	1.0%
居宅介護支援事業所	0	0.0%
相談支援事業所	0	0.0%
その他	0	0.0%
総計	5,825	100.0%



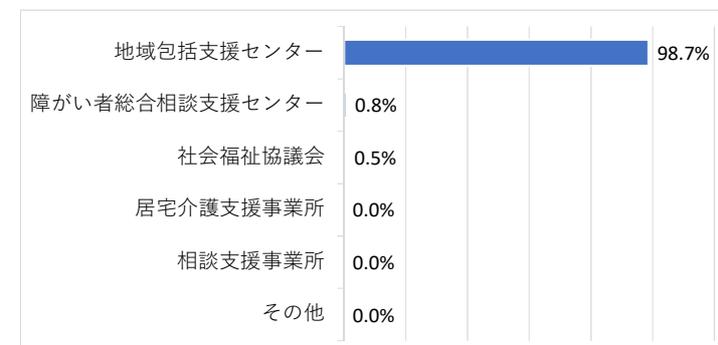
### （2）うちケアを必要とする本人からの相談

	件数	割合
地域包括支援センター	5,224	98.3%
障がい者総合相談支援センター	32	0.6%
社会福祉協議会	60	1.1%
居宅介護支援事業所	1	0.0%
相談支援事業所	0	0.0%
その他	0	0.0%
総計	5,317	100.0%



### （3）うち家族介護者及びケアを必要とする本人の両方からの相談

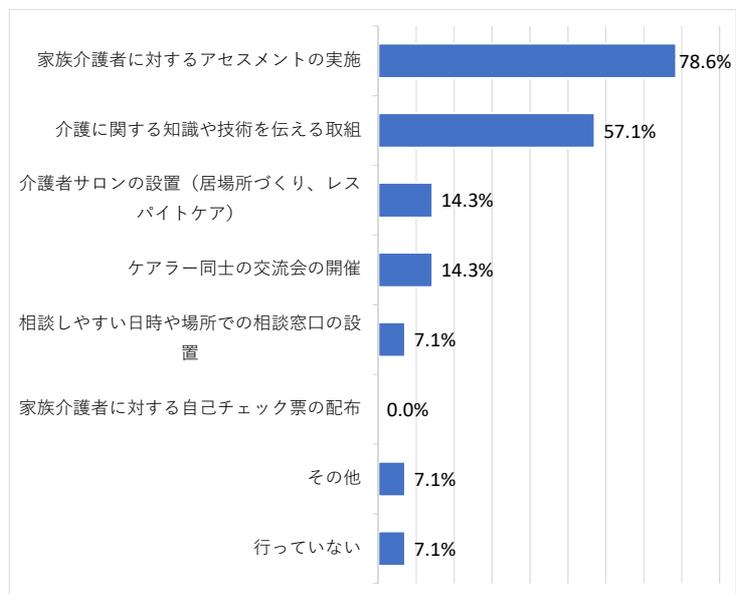
	件数	割合
地域包括支援センター	2,610	98.7%
障がい者総合相談支援センター	20	0.8%
社会福祉協議会	14	0.5%
居宅介護支援事業所	0	0.0%
相談支援事業所	0	0.0%
その他	0	0.0%
総計	2,644	100.0%



### Ⅲ. ケアラーに関する支援について

問5 ケアラー本人への直接的な支援として、ケアが必要な人をサービスに繋げることに以外に、どのような支援を行っていますか（あてはまるもの全てに○）。

	件数	割合
家族介護者に対するアセスメントの実施	11	78.6%
介護に関する知識や技術を伝える取組	8	57.1%
介護者サロンの設置（居場所づくり、レスパイトケア）	2	14.3%
ケアラー同士の交流会の開催	2	14.3%
相談しやすい日時や場所での相談窓口の設置	1	7.1%
家族介護者に対する自己チェック票の配布	0	0.0%
その他	1	7.1%
行っていない	1	7.1%
n	14	100.0%



#### 家族介護者に対するアセスメントの実施の具体的な内容

ケアマネ業務の一環として、厚労省標準項目に基づいた世帯アセスメント（家族の介護力等）の際に付加
ご家族の健康状態などの聞き取り
家族が養護者となり得るのかの判断のためのアセスメントを実施
介護看の人生・人権がおびやかされている状態であるのかどうか
高齢者支援時に家族等の関り状況は常に確認している。
仕事やプライベートな時間を除く介護可能な内容と支援時間の確認
不安解消および現状の把握、困りごとの整理、解決に必要な資源等の情報提供。

#### 相談しやすい日時や場所での相談窓口の設置（なんでも相談会など）の具体的な内容

介護を受ける者が不在の場所での面談や他事業との合同面談の機会
--------------------------------

#### 介護に関する知識や技術を伝える取組の具体的な内容

家族介護者交流会での講話、老人クラブやサロンでの出前講座
家族向けの交流会やセミナーの情報提供
介護状況の把握、介護相談
地域の社会資源や介護保険制度の説明
福祉サービス、または福祉サービス以外の調整など

#### 介護者サロンの設置（居場所づくり、レスパイトケア）の具体的な内容

ふれあいサロン事業の実施
--------------

#### ケアラー同士の交流会の開催の具体的な内容

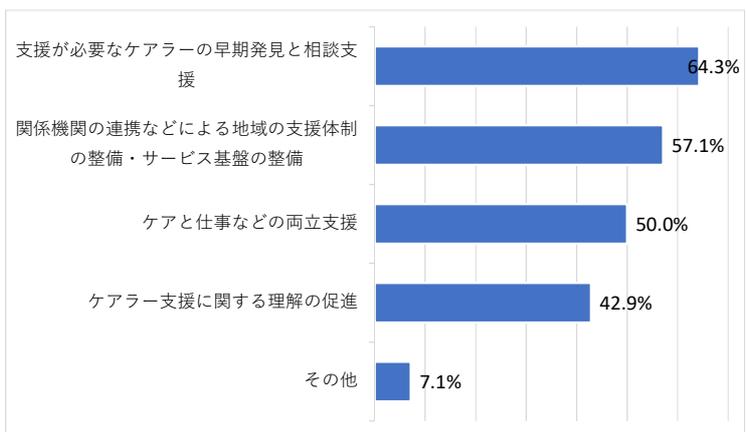
家族介護者交流会を開催
市の委託で家族介護者交流事業を年数回実施している。

#### その他の具体的な内容

ケアラーに身近な支援者（担任教師等）が相談を受け、関係機関と協議。
-----------------------------------

問6 問5でお答えいただいた直接的な支援以外で、ケアラー支援として、どのようなことが必要だと思いますか。また、必要な支援を実現するために恵庭市が取り組むべき事項は何だと思いますか（あてはまるもの全てに○）。

	件数	割合
支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援	9	64.3%
関係機関の連携などによる地域の支援体制の整備・サービス基盤の整備	8	57.1%
ケアと仕事などの両立支援	7	50.0%
ケアラー支援に関する理解の促進	6	42.9%
その他	1	7.1%
n	14	100.0%



### ケアラー支援に関する理解の促進の具体的な内容

企業や一般市民向けの説明会

地域で気づける仕組み、ケアラー自身が発信できる機会創出のための周知・啓発。

### 支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援の具体的な内容

近年、「介護と医療の連携」は、りんくさんを中心に様々な研修会やケアカフェなどいろんな場面で連携が図られおり、お互いの顔が見える関係性ができているのを実感していますので、何かあれば気軽に相談できると思います。「介護と子供分野（教育機関など）の連携」については、現状目立った取り組みは無く、お互いの顔が見えず、何かあっても気軽に相談とはなりにくいと思います。

自ら発信することが難しい人が多いのではと感じます。市が出向いて相談できるしくみがあればよいのでは。

相談窓口の設置（平日だけでなく）

慢性化しているケアラーに関しては、相談支援は困難になることも想定される。早期発見が大事だと思っている。

民生委員や各相談窓口からの情報収集をしっかりとやる。どの分野の相談も受けられる窓口が一つに集約されている方が伝えやすい。

### 関係機関の連携などによる地域の支援体制の整備・サービス基盤の整備の具体的な内容

近年、「介護と医療の連携」は、りんくさんを中心に様々な研修会やケアカフェなどいろんな場面で連携が図られおり、お互いの顔が見える関係性ができているのを実感していますので、何かあれば気軽に相談できると思います。

「介護と子供分野（教育機関など）の連携」については、現状目立った取り組みは無く、お互いの顔が見えず、何かあっても気軽に相談とはなりにくいと思います。

肢体不自由児の受け入れや、いろいろな方の短期入所など、ニーズのあるサービスでも恵庭市内該当するサービスがないことが課題と感じている。

潜在的なケアラーを発見、支援に繋げるためのネットワーク、連携体制の構築。

### ケアと仕事などの両立支援

ケアラーのためショートステイ機能や介護サービス等の整備（介護保険で対応できない人も利用できるサービス）の整備

在宅ケアを希望している家族もいると思うので、そのケアラーの意思を尊重し在宅で受けられるサービスの提案、プラン提供そして時間の拘束により正規雇用で働けない方の為に金銭的な支援が出来たら負担が減少されるのではないかと考えます。

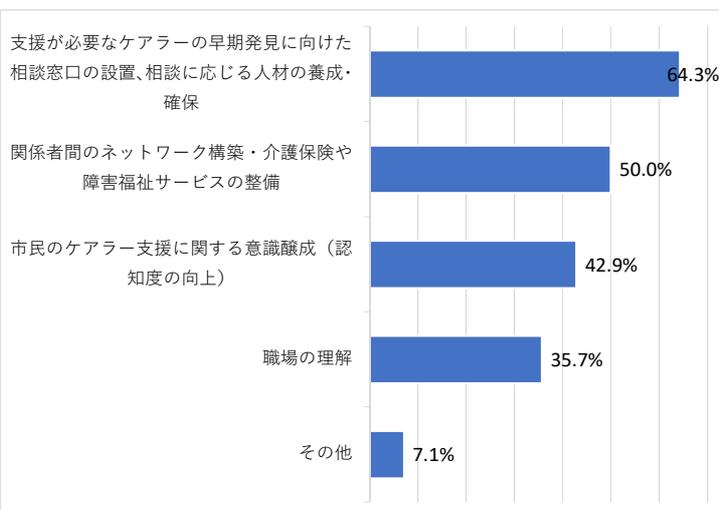
他にも支援できる家族がいるか確認、インフォーマルサービスの情報提供

## その他の具体的な内容

現状を知るための情報収集

### (2) (1)の支援を実現するため、患庭市が取り組むべき事項は何だと考えますか。

	件数	割合
支援が必要なケアラーの早期発見に向けた相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保	9	64.3%
関係者間のネットワーク構築・介護保険や障害福祉サービスの整備	7	50.0%
市民のケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）	6	42.9%
職場の理解	5	35.7%
その他	1	7.1%
n	14	100.0%



### 市民のケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）の具体的な内容

ケアラーとはどのような方が該当するかの講演会等が必要

市民に向けた周知・啓発（研修会等の継続）。

### 支援が必要なケアラーの早期発見に向けた相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保の具体的な内容

ケアラーが介護に嫌悪感を抱かないように精神的なケア（ケアラーの生きがいや楽しむ時間を維持できる）を図りつつ介護を受ける者の状態悪化を防ぐ（早期から）予防の取り組みを頑張ってもらいたい。居宅に依頼が来ても悪化しすぎていると困難（包括の重要性が問われている）。

支援が必要なケアラーは自己発信出来ないケースが多く考えられるため、側面的に相談を受けられる窓口の必要性。

関係者間のネットワーク構築・介護保険や障害福祉サービスの整備

### 関係者間のネットワーク構築・介護保険や障害福祉サービスの整備の具体的な内容

重層的支援体制や、ヤングケアラーを特に考えるのであれば、介護福祉課だけではなく、今まであまり接点が乏しい行政課（こども家庭課、教育委員会など）との顔が見える関係づくり、及び、介護と子供・教育関係者との顔が見える関係づくり。

潜在的なケアラーを発見するための関係機関の繋がり、システムの構築。

関係者間のネットワーク構築・介護保険や障害福祉サービスの整備

### 職場の理解の具体的な内容

ケアラーに勤務している職場に介護休暇や時短などの制度があり、実際に利用が可能なのか聞き取りを行う

在宅ケアを行うにあたり時間の拘束から、長時間勤務が困難だったり、勤務形態が変則になったりが予想されるので、勤務出来る職種等の選択肢が少なかったり、就労が困難だったり、それにより金銭的な負担が生じると考えられます。支援金等金銭的な支援が出来たら負担が軽減されるのではないかと考えます。

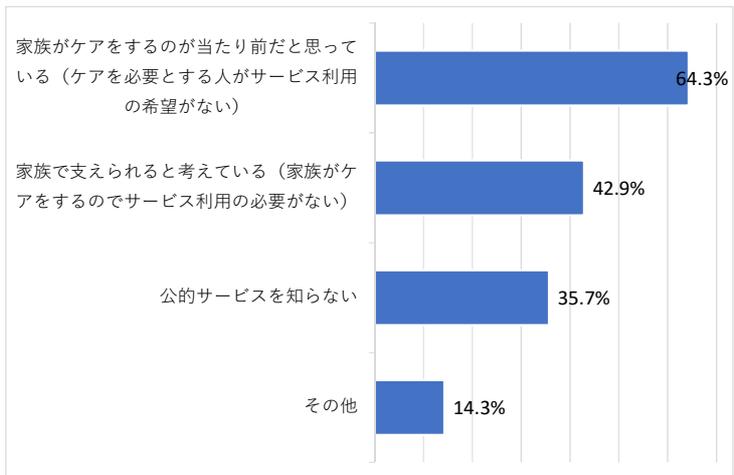
### その他の具体的な内容

相談体制を整えることは大切であると思うが、既存の相談機関にその役割を追加していくことは安易に考えないで欲しい。

#### IV. 支援に繋がっていない事例への対応について

問7 介護や看病、療育などのケアを必要としている人が、そもそも相談に繋がらない理由については、何であると考えていますか（あてはまるもの全てに○）。

	件数	割合
家族がケアをするのが当たり前だと思っている（ケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）	9	64.3%
家族で支えられると考えている（家族がケアをするのでサービス利用の必要がない）	6	42.9%
公的サービスを知らない	5	35.7%
その他	2	14.3%
n	14	100.0%



#### 家族がケアをするのが当たり前だと思っている（ケアを必要とする人がサービス利用の希望がない）の具体的な内容

家族というよりは本人がそう思っていることが多い、ただすべてのサービスも違うと感じる
家族の支援は家族でと認識していることは一般的だと思う。
親やきょうだい、子どもの責務として感じていることが多く抱え込みやすい。また、発信することが、「迷惑をかける」「悪いこと」として捉えている傾向があると考えられる。
昔ながらの考えが強い。5年前、10年前、20年前、。啓蒙がない。

#### 家族で支えられると考えている（家族がケアをするのでサービス利用の必要がない）の具体的な内容

家族が介護している内容を他者に頼むことは、少なからず金銭的な負担が生じていると感じているだろう。
親やきょうだい、子どもの責務として感じていることが多く抱え込みやすい。また、発信することが、「迷惑をかける」「悪いこと」として捉えている傾向があると考えられる。

#### 公的サービスを知らないの具体的な内容

家庭の事情を他者に伝えることに抵抗がある
親やきょうだい、子どもの責務として感じていることが多く抱え込みやすい。また、発信することが、「迷惑をかける」「悪いこと」として捉えている傾向があると考えられる。また、抱え込みによって公的サービスを知る機会がないと考えられる。

#### その他の具体的な内容

相談できる相手がいない。相談する手段がわからない。サービスを利用したとしてもそこで生じる利用料の支払い等、金銭的な不安がある。
本人が相談したがらない。本人が望まない。具体的なケアの場面になったら費用が発生する。お金が無い。

問8 令和3年度において、貴センター・事業所が受けた相談の中で、ケアを必要としている人が、公的サービスの利用に至らなかった事例はありますか（あてはまる番号1つに○）。

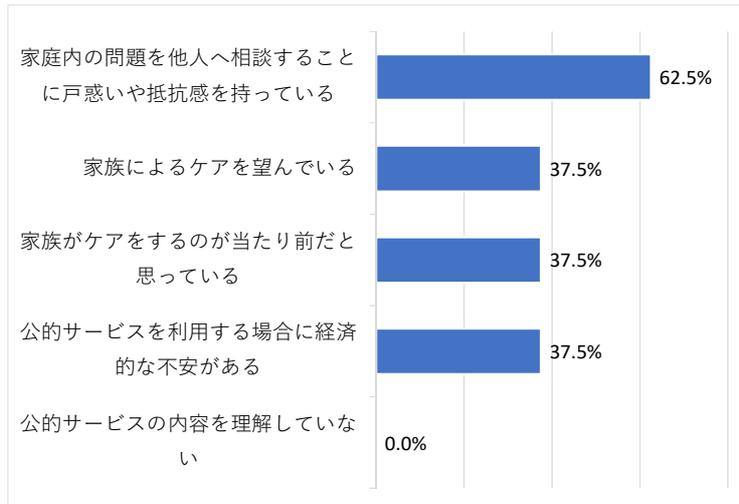
	件数	割合
ある	8	57.1%
ない	6	42.9%
総計	14	100.0%



問9 問8で「ある」と回答したセンター・事業所に伺います。相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用に至らなかった理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）。

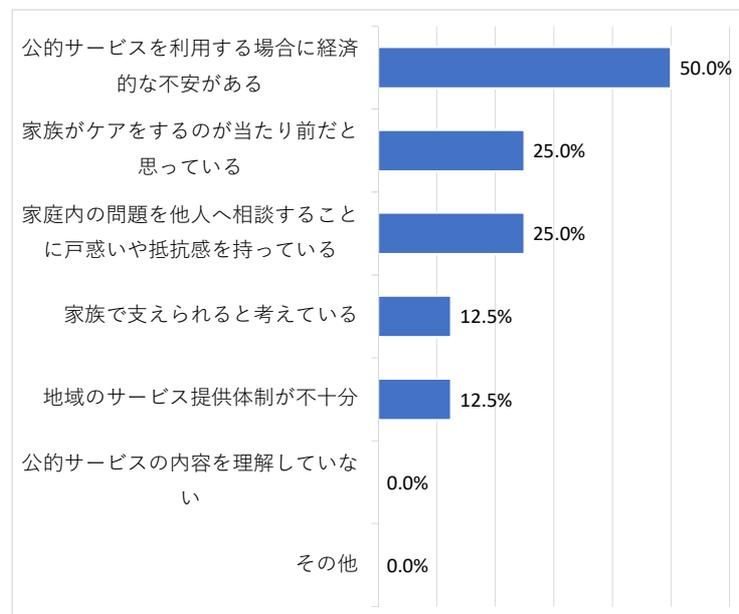
【ケアを必要としている側の理由】

	件数	割合
家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている	5	62.5%
家族によるケアを望んでいる	3	37.5%
家族がケアをするのが当たり前だと思っている	3	37.5%
公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある	3	37.5%
公的サービスの内容を理解していない	0	0.0%
n	8	100.0%



【ケアをしている側の理由】

	件数	割合
公的サービスを利用する場合に経済的な不安がある	4	50.0%
家族がケアをするのが当たり前だと思っている	2	25.0%
家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っている	2	25.0%
家族で支えられると考えている	1	12.5%
地域のサービス提供体制が不十分	1	12.5%
公的サービスの内容を理解していない	0	0.0%
その他	0	0.0%
n	8	100.0%



【ケアをしている側の理由】

家庭内の問題を他人へ相談することに戸惑いや抵抗感を持っているの具体的な内容

自身では対処しきれない反面、本人（ケアが必要な側）に知られたくない思いから秘匿性が高い。

公的サービスを利用する場合に経済的な不安があるの具体的な内容

独居や老夫婦世帯で生活保護支給対象とならないギリギリの方は利用の負担が大きい。

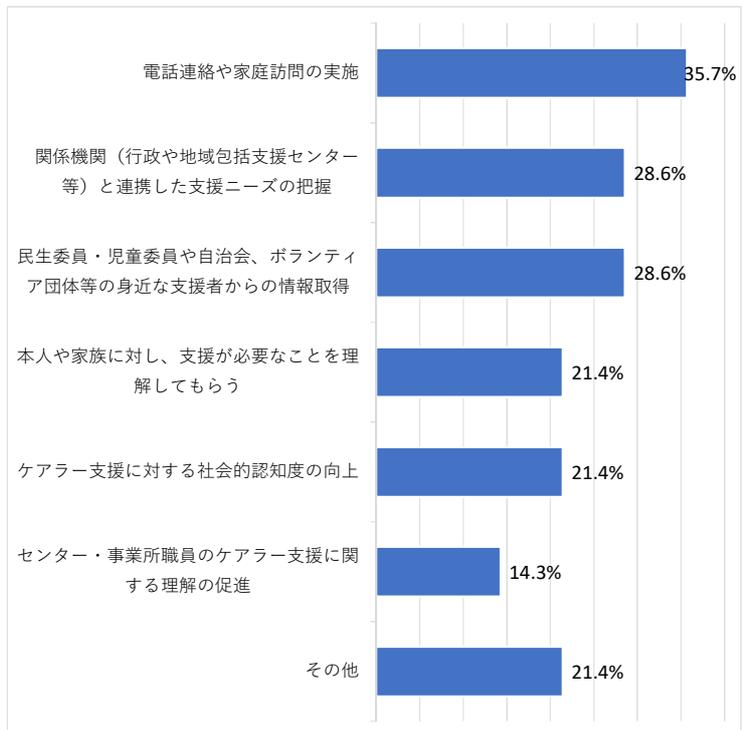
夫は国民年金、妻は無年金のケース

地域のサービス提供体制が不十分の具体的な内容

ケアラーが入院時に短期入所先が見つからず、ご本人もケアラーの入院先に一緒に入院となった。

問10 支援に繋がりにくい家庭を支援に結びつけるために、どのようなことをしていますか（どのようなことが必要だと考えていますか）（あてはまるもの全てに○）。

	件数	割合
電話連絡や家庭訪問の実施	5	35.7%
関係機関（行政や地域包括支援センター等）と連携した支援ニーズの把握	4	28.6%
民生委員・児童委員や自治会、ボランティア団体等の身近な支援者からの情報取得	4	28.6%
本人や家族に対し、支援が必要なことを理解してもらう	3	21.4%
ケアラー支援に対する社会的認知度の向上	3	21.4%
センター・事業所職員のケアラー支援に関する理解の促進	2	14.3%
その他	3	21.4%
n	14	100.0%



#### センター・事業所職員のケアラー支援に関する理解の促進の具体的な内容

ケアラーに関する研修への参加

#### 民生委員・児童委員や自治会、ボランティア団体等の身近な支援者からの情報取得の具体的な内容

民生委員の定例会への参加

#### 本人や家族に対し、支援が必要なことを理解してもらうの具体的な内容

制度を説明する、恵庭市内の資源の説明など

#### その他の具体的な内容

支援がつかないケースを事業所や個人でとどめておくと大問題に発展してしまうことがあるので、つながらなかったケースの情報提供先となる機関の創設、情報提供を必須とするルールの創設、創設機関の業務・役割の明確化と周知など。

粘り強く支援できる人材（労力をさける工夫）

面談、電話による不安解消、困り感に対する受容的関わり、必要に応じた助言。

#### 問11 ケアラー支援を充実させるために必要だと考えていることがあれば記載してください。

多くの方は、大変さや困難さを感じつつも長年に渡るとそれが日常となり状態化していると考えられます。または、それが、親、きょうだい、子どもとしての責任であると感じていると思われます。子どもの場合、親の影響によって、SOSを発信しづらい（してはいけないと思ってしまう）場合も考えられます。ケアラー支援としてのハードルを上げ過ぎず（今までの頑張りを見捨てず、引け目や負い目を感じないよう）、いま自分は大変だと気づけること、そのことを誰かに話しても良いという担保と安心感の提供が潜在的なケアをする側・される側の方たちを相談に繋げる第一歩と感じます。自身が「知る」こと、周囲が「気づける」ことが機会として、仕組みとして必要であると考えられます。

ケアラー支援を充実させるために相談機関としてできることは多分にあると考えます。

ご家族が限界まで頑張ってしまうが、制度理解や説明を専門家が行う必要がある。サービスを使うことに抵抗がなく、当たり前の社会ができることで、スムーズに支援につなげることができると思う。

サービスだけでは担いきれないのが現状のため地域での支え合いができる環境が重要。また直接の支援ではなくても住民同士での声掛けだけでもできると介護者のこと区間は軽減でき一人で抱え込みストレス増大し虐待につながるのを防げるのではないかと思う。また、社会とのつながりも維持できると思います。

サービスにつながっていない方が見逃されないように地域の力の中でまずは対象者をピックアップすることが重要と思います。町内会さんや民生委員さん、サービス機関の中で改めて周知と運営のしくみづくりが必要と考えます。

現在当事業所からは当法人に企業ケアマネージャーへの参入を打診しています。（委託して一般企業（従業員）の相談業務）行政が支援（補助金）可能なら佐那に話が進む可能性もあります。

町内の防災訓練や民生委員会定例会、地域づくり活動などに参加し地域の事情について幅広く情報収集することが必要だと思います。支援には、介護保険や障害福祉サービスなどの公的の制度だけでなくNPO法人の有償ボランティアなどもあり状況に応じて個別に考えていく必要があります。